下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会 (平成25年度第3回)議事要旨

第1 日時

平成25年11月13日(水)午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第5会議室

第3 出席者

(委員) 官澤里美・小林昭彦(委員長)・坂田 宏・野家啓一・林 眞琴

(庶 務) 宮城仙台高裁総務課長・熊谷仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 佐々木仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成26年上半期の裁判官指名候補者の情報収集結果について 庶務から、情報収集受付期間内に提供された情報はない旨の報告がされた。 また、中央委員会に対しては、特段の情報はない旨を報告することとされた。
- 2 中央委員会からの通知について

以下のとおり、庶務から説明された。

当地域委員会に関する裁判官指名候補者名簿は、机上配布した(名簿番号 2 5-8-6)のとおりである。

なお、本件通知に基づく地域委員会の開催は予定していない。

おって、当該名簿に記載された裁判官指名候補者の履歴書及び全地域委員会 関係の裁判官指名候補者名簿については、当委員会庶務において保管している ので、希望する場合には、来庁の上、閲覧されたい。

3 その他

前回,委員から提起された,仙台地域委員会に情報収集を求められた指名候補者について,情報収集の範囲を広げるために一律に東北6県の検察庁,弁護士会に対して情報受付の周知依頼をすべきとする意見(本件意見)について,その取扱いが議論された。

庶務から、平成15年8月4日に行われた第1回の当地域委員会において、本件意見と同様の情報収集方法を採用する方針が当面取りまとめられたが、同年9月8日に行われた第4回の中央委員会においてこの方針について協議がなされ、その結果、中央委員会の取りまとめどおり、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対してのみ指名候補者名簿を提供する扱いとするよう当地域委員会に伝達することが決議されて現在の運用が定まっているところ、この運用の枠組みについては、その後の中央委員会でも変更がなされておらず、他管内の地域委員会でも、この中央委員会の取りまとめと異なる情報収集の扱いを行っているところはないことについて説明された。

協議において各委員から次のような意見が出されたが、結論として、当地域 委員会として本件意見を中央委員会に具申しないこととされた。

- 本件意見を提起したのは、他管内の地域委員会でもそう多くの情報が上がってはいないと聞くし、情報収集の範囲が狭いのではないかと感じることから、庶務の説明した議論の経緯は理解したが、前回の議論から10年を経ており、改めて中央委員会において情報収集の在り方について議論をしてもらう必要があると考えるためである。
- □ 当地域委員会においては、最近は情報提供が全くないことが増えているが、 そのような状況が続くと地域委員会の存在意義が問われることになる。シス テム改革が必要なのではないかと感じている。
- 地域委員会が行う情報収集は、指名候補者に対する10年間にわたる人事 評価の結果において、その評価内容に疑問のある指名候補者について補強証

拠を集めるために行うものという枠組みの中では、現在の運用はやむを得ない部分もある。

- これまでの中央委員会においても情報収集の在り方については頻繁に取り上げられて議論されている。中央委員会は各地域委員会からの情報の出方を見ているわけで、当地域委員会として情報が上がらない状況があったとしても、他管内の地域委員会ではそういう状況ではないようであるし、そのような状況下では全体的な情報収集の在り方を見直すというアクションは起こさないであろうと考える。
- 例えば、評価者である所長の目が届かない、弁論準備手続における訴訟指揮の在り方に問題があったり、当事者に対する不適切な対応等があれば、それも裁判官の資質についての重要な情報であるが、そういった情報を集めるためには、弁護士や検察官等、その場面に直接に接した者の意見が重要であると考える。

第5 次回等の予定について

平成26年3月3日(月)午後1時30分

以上